

「医療DX推進体制整備加算の施設基準」 「医療情報取得加算の施設基準」に関する掲示

医療DX推進体制整備加算

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ▶オンライン請求を行っております。
- ▶オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療できる体制を有しています。
- ▶マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ▶電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施してまいります。
(※今後導入を予定しています)

とっても簡単! マイナンバーカード

- 1 受付**
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- 2 本人確認**
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
顔認証
暗証番号
顔認証も入力してください。
- 3 同意の確認**
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。
過去の情報を利用いたします
(40歳以上お申し込みの増額を利用いたします)
- 4 受付完了**
お呼びするまでお待ちください。
カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会

医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報(受診歴・薬剤情報・特定兼健診情報等)を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い下表のとおり診療報酬点数を算定します。

- 初診時(月に1回)
 - ・加算1:3点(従来の保険証を利用の場合)
 - ・加算2:1点(マイナ保険証を利用の場合、他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合)
- 再診時(3か月に1回)
 - ・加算3:2点(従来の保険証を利用の場合)
 - ・加算4:1点(マイナ保険証を利用の場合、他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合)